

神奈川県立鶴見養護学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童・生徒がいじめを行わず、ほかの児童・生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響や、その他のいじめ問題に関する児童・生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行います。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童・生徒が安心して学習や、その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童・生徒が多くの人々と関わり、見守られるような環境整備に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・すべての教育活動を通して、コミュニケーション能力の素地を養い、児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培います。
- ・交流活動や行事等を通して、保護者並びに地域住民との連携を深め、地域で児童・生徒を見守る体制作りに努めます。
- ・いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、校内研修会や職員会議を通して全職員がいじめの特質について共通理解し、組織的に対応します。
- ・児童・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、児童・生徒と関わる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・保護者面談や三者面談の際に、学級担任による聴き取りを行います。
- ・児童・生徒及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるように、いじめ相談窓口を設置します。
- ・相談、通報のあった事案は「いじめ防止検討委員会」(組織A)を通して情報収集

に努めます。

- ・いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付け実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。
- ・保護者に対し、アンケート調査を実施します。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにやめさせます。
- ・いじめに関する相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・生徒や保護者に対する支援と、いじめを行った児童・生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童・生徒の安心・安全のために、いじめた児童・生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・周囲の児童・生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、知らせる勇気を持つことや同調せず加担することの無いように指導します。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、関係保護者と情報を共有するための措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめに関しては、県教育委員会、児童相談所及び所轄警察署等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ・LINE等のSNSや携帯電話のメールを利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めます。
- ・保護者にもネット上のいじめへの理解を求め、保護者と連携して携帯電話、スマートフォンの利用に関するルール作りに取り組みます。
- ・万一ネット上に不適切な書き込みがあった場合は、被害の拡大を防ぐために直ちに必要な措置を講じます。

3 「いじめ防止検討委員会」(組織A)の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止検討委員会」を設置し、学期に1回程度開催します。

(1) 「いじめ防止検討委員会」(組織A)の構成

- ・管理職、教育支援グループ長、生活班担当者、学部長、高等部学年主任、分教室長、教育相談コーディネーター、養護教諭、専門職(心理職)
- ※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組み内容の検討、基本計画・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、児童・生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ緊急調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ緊急調査委員会」(組織B)の構成

- ・管理職、教育支援グループ長、当該学部長・学年主任・生活班担当者
教育相談コーディネーター、専門職（心理職）
- ※ 事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命します。
構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・県教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添付し、調査結果の報告を提出